

平成 26 年度 生活困窮者自立促進支援事業の概要

1 目的

この事業は、日常生活自立、社会的自立及び経済的自立を希望しながら、様々な社会的排除リスクに直面している生活困窮者を対象に、適切な支援を実施するため、新たな相談支援体制を構築し、地域のネットワークや訪問支援を通じた生活困窮者の把握、生活困窮者の抱える課題の適切な把握とそれに基づく支援計画の策定や必要なサービスへのつなぎ、それぞれの支援の効果を評価・確認しながら生活困窮者本人の自立までを包括的・継続的に支援を行い、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

2 実施主体

根室振興局 ※民間団体等に委託 ⇒ なかしべつ地域生活支援センターで受託

3 事業内容等

(1) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、平成 27 年度から施行されることになっています。

(2) 実施体制

事業所名：生活サポートセンター「よりそい」

ア 本拠点事務所について ～ 標津郡中標津町東 17 条北 9 丁目 4

イ 補助拠点事務所 ～ 根室圏域障がい者総合相談支援センター事務所

ウ 配置職員

①事業コーディネーター（主任相談支援員）（兼務）：道場 薫

②事業コーディネーター（主任相談支援員）（兼務）：浜尾 勇貴

③相談支援員：細谷 秀美

④就労支援員：池内 幸司

(3) 業務内容

ア 相談支援業務

① 生活困窮者の把握

② 生活困窮者が抱える課題の把握、アセスメント

③ 支援計画の作成（支援調整会議の開催）

④ 支援計画に基づく支援の実施

イ 地域づくり・地域連携業務

① 関係機関との連携体制の構築

② 地域資源の把握、開拓

ウ モデル事業としての管理・運營業務

支援記録等の整備、各種データの管理・分析、評価・報告 等

4 対象者

別海町、中標津町、標津町、羅臼町に居住する、次の者とする。

- (1) 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者
- (2) 経済的社会的自立が見込まれる生活保護受給者

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。